

障害者相談支援 委託料の消費税

自治体半数超 非課税と誤認

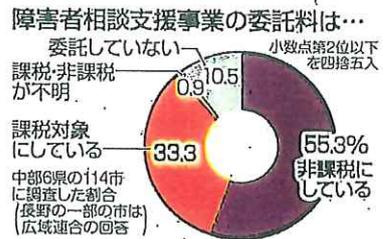
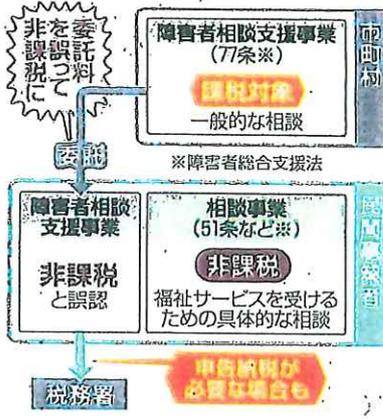
国税庁などが統一見解を

税理士の松田和久愛知大大学院教授の話 福祉関係の事業では、課税問題で混乱するケースが非常に多い。消費税だけでなく法人税においても長年、「福祉は収益事業ではない」と考えて申告納税の必要性を知らない事業者が少なくなかった。今回のケースでは自治体ですら判断が異なるのに、事業者が正確に知りえるかは疑問だ。官から分野で行われる中、今回のような問題は氷山の一角だろう。国税庁と厚労省が協議して統一的な見解を広く知らせるべきだ。

自治体が障害者総合支援法に基づいて社会福祉法人などに委託した相談支援事業について、本紙が中部六県の全百十四市を調査したところ、半数超の六十二市が委託料の消費税を誤って非課税としていることが分かった。事業者との契約書に非課税と明記した例もある。消費税分を納めていない事業者は納税を迫られる可能性があり、識者は政府の周知不足を問題視している。

(安福晋一郎) 関連面

障害者相談支援事業を誤って非課税にしてしまうケース(例)



消費税の納税 消費税の課税対象事業を行っているのに誤って非課税と判断して納税していない事業者でも、納税が必要な場合とそうでない場合がある。納税が必要なのは原則、過去の一定期間、課税対象の売り上げが年1000万円を超える課税事業者が、1000万円以下でも課税事

業者になると選んだ事業者。課税事業者でなければ消費税を申告納税する義務はない。消費税は課税対象の売り上げの消費税分を差し引き、残った税額を申告して納税する。差し引いた額がマイナスの場合は納税の必要はなく還付となる。

中部6県調査 納税必要な場合も

障害者が一般的な生活や障害の悩みを相談できる障害者相談支援事業は二〇〇六年度から始まり、同法七条に基づき全市町村に義務付けられている。実施主体となる市町村の多くは社会福祉法人などの民間事業者に業務を委託しており、国税庁や厚生労働省によると、委託料は消費税の課税対象という。

本紙が愛知、岐阜、三重、長野、福井、滋賀各県の全百十四市に文書などで回答を求めたところ、九割近くが民間に委託。六十二市が委託料を非課税としていた。愛知が三十八市のうち八割以上の三十一市、岐阜が二十一市のうち十二市、三重が十四市のうち五市、長野は三市、福井と滋賀は各六市が非課税としていた。

中部地方に限らず、全国でも対応はばらばらだ。本紙の取材では、埼玉県川越市や兵庫県川西市は課税対

象とする一方、川崎市は事業者選定の実施要項に「非課税事業」と記している。非課税と誤認する自治体が多いのは、非課税対象となっている別の相談事業があり、これと同じ扱いをし、これに基づき、福祉サービスを受けるための計画づくりなどを具体的に相談する事業で、市町村は実施主体ではない。社会福祉事業の消費税分を、仕入れにかかる消費税分を除いた税額を申告して納税しなければならぬ場合がある。一般的には過去五年分をさかのぼりながら修正申告する。

障害者総合支援法七条に基づき相談支援事業について、国税庁は「法律で非課税と示されている社会福祉事業の取引に当てはまらず課税対象。原則的には自治体の契約内容は関係がなく、課税事業者であれば必ず申告をしなければならない」と述べた。

社会福祉事業について

○社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）において、社会福祉の推進に貢献する事業として、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を規定。

社会福祉事業のメルクマール（第 15 回 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会）

- ①利用者が自立した日常生活を送るうえで欠くことのできないサービスを提供する事業であること
- ②サービスの安定的な供給を確保するため、公的助成を通じた普及、育成が必要な事業であること
- ③利用者への影響が大きいため、サービスの質の確保のために公的規制が必要な事業であること
- ④規制の対象とすることにより、ボランティアなどによる自由な活動の発展を妨げるようなことのない事業であること
- ⑤一般的に提供されている同種のサービスとの明確な区分が可能である事業であること